平成２５年（フ）第４０号
三重県鳥羽市鳥羽１丁目22番22号
破産者　山下　芳則
１　決定年月日　平成27年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第３２１号
滋賀県近江八幡市野村町993番地
破産者　株式会社オカダファーム
１　決定年月日　平成27年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第３０８号
山梨県中央市中楯1467番地４　宮川住宅３号
破産者　中込　孝文
１　決定年月日　平成27年１月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２５５号
山梨県甲府市大手２丁目４番19号ハイツなかざわＡ－１、開始決定時の住所山梨県甲府市里吉３丁目７番13号
破産者　藤巻　正俊
１　決定年月日　平成27年１月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１１３号
長崎県佐世保市瀬戸越４丁目1319番地38
破産者　本山　　惠
１　決定年月日　平成27年１月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第２８９号
奈良市今小路町８番地の１　キューブ307号
破産者　朝野　充啓
１　決定年月日　平成27年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第３０７号
奈良市朱雀５丁目２番地の２　平城朱雀第１住宅35―402
破産者　熊本　晶子
１　決定年月日　平成27年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第４５号
奈良県大和高田市曽大根１丁目４番８－２号ポライトリーＣ棟202号室大古方、開始決定時の住所奈良県大和高田市大字奥田386番地１
破産者　南本　利訓
１　決定年月日　平成27年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第２８９号
大分県別府市大字鶴見4548番地の266　県営扇山第二住宅
破産者　新藤　正幸
１　決定年月日　平成27年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１１０５号
札幌市豊平区平岸１条16丁目８番11号　バーニーズ平岸203号
破産者　上原　貴幸
１　決定年月日　平成27年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６９１号
札幌市白石区東札幌４条１丁目３番20―210号
破産者　佐藤　大器
１　決定年月日　平成27年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４号
盛岡市神明町６番６号　飛島三共プラザ301号、住民票上の住所盛岡市緑が丘４丁目８番４号
破産者　照井　　昭
１　決定年月日　平成27年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第２８７号
盛岡市前九年３丁目９番１―201号
破産者　古谷　錬一
１　決定年月日　平成27年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第２６号
秋田県由利本荘市館字石沢館72番地９
破産者　大場　絵美
１　決定年月日　平成27年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２５年（フ）第１２７号
山形県西置賜郡白鷹町大字畔藤5025番地
破産者　田中　耕蔵
１　決定年月日　平成27年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第８４６号
さいたま市中央区本町西２丁目12番６号　ドミールハスミ302号室
破産者　近藤　一宏
１　決定年月日　平成27年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第９７５号
埼玉県川口市大字辻1010番地の１　コスモシティ鳩ヶ谷駅前901号
破産者　渡邉　克弘
１　決定年月日　平成27年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１１３号
富山市西新庄５番10―101号　ジョイフル
破産者　坂田　伸治
１　決定年月日　平成27年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１２９号
富山市上大久保527番地３
破産者　吉田　栄造
１　決定年月日　平成27年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部